

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.1.1	住居表示変更	変更前	営業所	117450	殿岡簡易郵便局	○	長野県飯田市鼎一色105	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	117450	殿岡簡易郵便局	○	長野県飯田市鼎一色105-3	-	○	○	×	○	○	-	
H29.1.4	契約解除	変更前	営業所	248520	福岡高山簡易郵便局	○	岐阜県中津川市高山1237-8	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.1.4	契約解除	変更前	営業所	127590	高根簡易郵便局	○	新潟県村上市高根804-5	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.1.10	移転	変更前	郵便局	311260	石崎郵便局	-	石川県七尾市石崎町口79	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	311260	石崎郵便局	-	石川県七尾市石崎町レ39-10	○	○	○	○	○	○	-	
H29.1.16	移転	変更前	郵便局	003740	練馬春日郵便局	-	東京都練馬区春日町6-1-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	003740	練馬春日郵便局	-	東京都練馬区春日町6-2-6	-	○	○	○	○	○	-	
H29.1.16	移転	変更前	郵便局	021040	鵠沼海岸郵便局	-	神奈川県藤沢市鵠沼海岸3-1-12	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	021040	鵠沼海岸郵便局	-	神奈川県藤沢市鵠沼海岸3-1-15	-	○	○	○	○	○	-	
H29.1.16	移転・改称	変更前	郵便局	823870	小名浜西郵便局	-	福島県いわき市小名浜中原2-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	823870	泉玉露郵便局	-	福島県いわき市泉玉露3-3-11	-	○	○	○	○	○	-	
H29.1.23	移転	変更前	郵便局	001230	忠生郵便局	-	東京都町田市図師町626-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	001230	忠生郵便局	-	東京都町田市忠生3-7-24	-	○	○	○	○	○	-	
H29.1.23	移転	変更前	郵便局	240520	荘川郵便局	-	岐阜県高山市荘川町新瀬241	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	240520	荘川郵便局	-	岐阜県高山市荘川町新瀬556-1	○	○	○	○	○	○	-	
H29.1.23	移転	変更前	郵便局	440490	深草郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋3-391	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	440490	深草郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋5-332	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.1.30	移転	変更前	郵便局	414940	西淀川御幣島郵便局	-	大阪府大阪市西淀川区御幣島6-9-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	414940	西淀川御幣島郵便局	-	大阪府大阪市西淀川区御幣島6-9-4	-	○	○	○	○	○	-	
H29.1.30	契約解除	変更前	営業所	817030	高倉簡易郵便局	○	宮城県大崎市古川中沢中沢屋敷276	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.1.30	契約解除	変更前	営業所	817040	富永簡易郵便局	○	宮城県大崎市古川富長山王10	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.1.30	契約解除	変更前	営業所	817540	志田簡易郵便局	○	宮城県大崎市古川米倉上屋敷1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。